



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

近時大きく報道された労働判例(最高裁判所令和2年10月13日判決)及び先の通常国会で成立した改正個人情報保護法の概要をご紹介します。

## ◇同一労働同一賃金に関する最高裁判決(令和2・10・13)

### 1. 事案の概要

最高裁は、次の2つの事件について同日に判決を言い渡しました。

#### ①大阪医科薬科大学事件

正職員に対して支払われる**賞与、傷病手当**が**アルバイト職員**に対して支払われないことが労働契約法(現在の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条、第9条)に違反するか否か。

#### ②メトロコマース事件

正社員に対して支払われる**退職金**が**有期契約社員**に対して支払われないことが労働契約法(現行法は上記と同じ)に違反するか否か。

### 2. 判決要旨

上記①、②双方の事件について、最高裁は、正職員・正社員の**職責の程度や人事異動の有無**とアルバイト職員・有期契約社員のそれとを比較し、**賞与、傷病手当、退職金それぞれの支給の有無について、労働条件の違いがあったとしても不合理ということ**はできない旨判示しました。但し、退職金に関しては最高裁判事1名の反対意見があります。

### 3. コメント

労働法上、**同一労働同一賃金の原則**があり、**正規職員であるか非正規職員であるかに拘わらず、待遇に不合理な差を設けてはならない**とされています。この点に関し、最高裁は、賞与、傷病手当、退職金について、非正規職員に対してこれらが支払われないとしても不合理な差とはいえない旨の判断を示しました。但し、前提となる事実関係を詳細に評価した上での判断ですから、事案により異なる判断があり得ることも注意する必要があります(次号に紹介する最高裁判決では扶養手当等について不合理であるとの判断が示されました)。

\*

## ◇個人情報保護法の一部を改正する法律

個人情報保護法は、情報通信技術の進展が著しいことに鑑み3年を目処に規程を見直すことになっており、これを受けて本年6月5日に改正法が成立、同12日に公布されました。公布から2年以内に施行予定です。主要な改正点は次の通りです。

### 1. 個人の権利の在り方について

- (1) 情報に関する個人の請求権(利用停止・消去等)を行使する場合の**要件の緩和**。
- (2) **個人データの開示方法**(電磁的記録によるか、書面によるか等)を**本人が指示できるようにする**。
- (3) **個人データの授受に関する第三者記録**について、**本人に開示請求権**を認める。

(4) **短期保存データ**(取得後6ヶ月以内に消去される)についても**開示・利用停止の対象**とする。

(5) **オプトアウト規程**(\*)により第三者に提供できる**個人データの範囲を限定**。

\*提供するデータの項目等を予め公表した上で、本人の同意なく第三者にデータを開示する制度。

### 2. 事業者の責務

(1) **漏洩等により個人の権利利益が害されるおそれがある場合、個人情報保護委員会への報告・本人への通知を義務**付ける。

(2) **不適正な方法により個人情報を利用してはならない義務**を明文化。

### 3. 事業者による自主的な取組の促進

**特定の分野(部門)のみを対象とする団体を、個人情報認定団体**(\*)として新たに認める。

\*個人情報の適正な取扱いの確保を目的とする団体。消費者と対象事業者の間に立ち、苦情処理の仲立ちや、事故発生時における個人情報保護委員に対する報告を行う。

### 4. データの利活用に関する施策

(1)新たに「**仮名加工情報**」を創設し、同情報に関する事業者の**開示・利用停止請求等への対応等の義務を緩和**する。

(2)提供元では個人データに該当しないものの、**提供先においてこれに該当する情報を第三者に提供する場合、本人の同意が得られていること等の確認**を義務付ける。

### 5. ペナルティの強化

(1)個人情報保護委員会による命令違反、委員会に対する虚偽報告等罪に関する**法定刑の引上げ**。

命令違反：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
虚偽報告：50万円以下の罰金

(2)法人に対する罰金の上限額の引上げ(**1億円**)

### 6. その他

国境を越えて個人情報等の遣り取りが為される場合等に関する規程が一部改正されています。(友成、門屋)

## \*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆改正建設業法(2020年10月1日施行分)

「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」の観点から建設業法が改正され、2020年10月1日から一部施行されました。具体的な改正ポイントは、①**注文者に著しく短い工期による請負契約の締結の禁止**、②**注文者に工期に影響を及ぼす事項についての事前情報提供義務を課すこと**、③**建設業者に工程の細目を明らかにして見積を行う努力義務を課すこと**、④**元請業者に、下請代金のうち「労務費相当分」を現金払とする義務を課すこと**、⑤**工事現場の技術者や経営業務管理責任者に関するルール**の合理化等で、注文者と建設業者のどちらの立場にも影響がある内容になっております。